○財務省告示第三百八十四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十二年度の初日から平成二十二年十月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十二年十一月三十日

財務大臣　野田　佳彦

一　生鮮等牛肉　十二万八千四百六十二トン

二　冷凍牛肉　十六万七千四十五トン

○財務省告示第三百八十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の四第一項後段の規定に基づき、特定特恵鉱工業産品等について、一の特恵受益国等を原産地とする一の特定特恵鉱工業産品等の輸入額等が限度額等の五分の一を超えることとなった特恵受益国等、特定特恵鉱工業産品等及び月を次のとおり告示する。

平成二十二年十一月三十日

財務大臣　野田　佳彦

一　次表の上欄に掲げる関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第三の区分に応じ、次表の中欄に掲げる特定特恵鉱工業産品等及び同表の下欄に掲げる特恵受益国等

項名	特定特恵鉱工業産品等	特恵受益国等
三六	関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表（以下この表において「関税率表」という。）第五〇〇六・〇〇号の二、第五〇〇七・一〇号又は第五八〇三・〇〇号の二の㈠に掲げる物品	インド
七一	関税率表第七四〇七・一〇号、第七四〇七・二一号、第七四〇八・一一号、第七四〇八・一九号又は第七四〇八・二一号に掲げる物品 関税率表第七四〇七・二九号の二又は第七四〇八・二九号に掲げる物品のうち 銅・すず合金（青銅）のもの	中華人民共和国

二　輸入額等が限度額等を超えることとなった月　平成二十二年十月

○国税庁告示第三十五号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十一月三十日

国税庁長官　川北　力

別表に次のように加える。

法人の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	認定の有効期間
特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク	東京都文京区本郷二丁目十四番地十	山上　皓	平成二十二年十二月一日から平成二十七年十一月三十日まで

○財務省告示第三百八十五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十二年度の初日から平成二十二年十月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十二年十一月三十日

財務大臣　野田　佳彦

平成二十二年度の初日から平成二十二年十月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　四十二万八千五百四十一トン

二　生きている豚及び豚肉等　四十二万八千五百五十二トン

○農林水産省告示第千九百八十四号

独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（平成十五年農林水産省令第百三号）第二条の規定に基づき、平成二十二年四月一日農林水産省告示第五百五十一号（独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第二条の規定に基づき、農林水産大臣が定める平成二十二事業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十二年十一月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

「千六百三十二億六千八百三十六万九千円」を「千六百四十八億三百三十六万九千円」に改める。

○農林水産省告示第千九百八十五号

動物医薬品検査所標準製剤等配布規程（昭和四十五年五月一日農林省告示第六百三十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十二年十一月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

別表中

「ラクトコッカス・ガルビエKG9502株	1アンプル	5,800円」を
「ラクトコッカス・ガルビエKG9502株 家畜衛生微生物株	1アンプル 1アンプル	5,800円 2,950円」に

改める。

○農林水産省告示第千九百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県水俣市大川字日平五三三の一一、五三四の一、五三五の一、五三五の二、五三六の一、五三六の一〇、五三六の一一、五三七の一、五三七の二、字川平一一二四、一一二八の一、一一二八の二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び水俣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡産山村大字田尻字北西小坪四八三の四二、四八三の七四

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び産山村役場に備え置いて縦覧に供する。）